スポーツクライミング競技規則 令和7年(2025年)3月13日 一部改定 新旧対照表

新	IΒ	改定理由等
第8章 リード	第8章 リード	
(各ラウンドの定員)	(各ラウンドの定員)	
第35条 準決勝および決勝の定員は、それぞれ <mark>24</mark>	第35条 準決勝および決勝の定員は、それぞれ 26	国際競技規則の変更に基づく改定
名と8名とする。	名と8名とする。	
第9章 ボルダー	第9章 ボルダー	
(各ラウンドの定員)	(各ラウンドの定員)	
第71条 準決勝および決勝の定員は、それぞれ <mark>24</mark>	第71条 準決勝および決勝の定員は、それぞれ 20	国際競技規則の変更に基づく改定
名と8名とする。	名と8名とする。	
=省略=	=省略=	
(決勝の進行)	(決勝の進行)	
第78条 決勝は、ラウンドの開始前に出場選手の紹	第78条 決勝は、ラウンドの開始前に出場選手の紹	国際競技規則の変更に基づく改定
介を行うものとする。	介を行うものとする。	・第1課題で競技順4番の選手が競技を開始するの
2 選手は、各ボルダーのアテンプトを競技順及び	2 選手は、各ボルダーのアテンプトを競技順に従	と同時に、第2課題で競技順1番の選手が競技を開始
<mark>別表3</mark> に従って行うものとする。	って行うものとする。	する進行となるため、トランジット・ゾーンを分け
3 各ボルダーでのアテンプトの間に、3つのアテ	3 各ボルダーでのアテンプトの間に、3つのアテ	ずに、選手同士での会話は一切禁止として運用する
ンプト・ピリオドと等しい休憩時間を設定するも	ンプト・ピリオドと等しい休憩時間を設定するも	ことも可能となった。
のとする。	のとする。	・従来、それぞれの課題で競技を終えた選手は、次
4 選手がアテンプトを終了した場合、当該選手は	4 選手がアテンプトを終了した場合、当該選手は	の課題の競技開始まで暫定成績をトランジット・ゾ
そのアテンプトの前に使用したトランジット・ゾ	そのアテンプトの前に使用したトランジット・ゾ	ーンで確認できたが、上記の運用のため暫定成績の
ーンとは別のトランジット・ゾーン <mark>もしくはアテ</mark>	ーンとは別のトランジット・ゾーンに入り、次の	表示も廃止となる。
<mark>ンプト前に使用したトランジット・ゾーン</mark> に入り、	選手がアテンプトを開始する。	
FOP上のすべての選手のアテンプトが終了した	5 すべての選手の当該ボルダーでのアテンプト終	

<mark>後に、</mark> 次の選手がアテンプトを開始する。	了後、全選手は次のボルダーに移るものとする。	
(準決勝および決勝順位)	(準決勝および決勝順位)	
第91条 準決勝および決勝では、前条適用後に同着	第91条 準決勝および決勝では、前条適用後に同着	
の選手がある場合、当該選手の順位は、予選	の選手がある場合、当該選手の順位は、予選	
を複数のスターティング・グループで実施し	を複数のスターティング・グループで実施し	
た場合を除き、先立つラウンドの順位へのカ	た場合を除き、先立つラウンドの順位へのカ	
ウントバックによって決定しなければならな	ウントバックによって決定しなければならな	
٧٠,	٧٠°	
	2 決勝あるいは決勝が中止された場合の準決勝で	国際競技規則の変更に基づく改定
	は、カウントバックの実施後、なお1位および2位、	・ポイント制に移行したため廃止
	3位に同着がある場合、当該選手の順位は次の各	
	号に従って決定する。	
	(1)1回目のアテンプトで完登したボルダー数を	
	比較し、その降順とする。なお同着の場合は、	
	アテンプト回数を増やし、各回数で完登した	
	ボルダー数を比較する。	
	(2)前号を適用後、なお同着の場合は、1回目の	
	アテンプトでゾーンを獲得したボルダー数を	
	比較し、その降順とする。なお同着の場合は、	
	アテンプト回数を増やし、各回数でゾーンを	
	獲得したボルダー数を比較する。	
	3 前項を適用後、なお同着の場合は、当該選手の	
	順位は等しいものとする。	
第9章 スピード	第9章 スピード	
(競技会の構成)	(競技会の構成)	

第98条 スピード競技会は、次の各号に定めるラウ|第98条 スピード競技会は、次の各号に定めるラウ ンドで構成されるものとする。

=省略=

(2)予選において<mark>順位を持つ</mark>選手数が4またはそ れ以上の場合、2から4のステージで構成され る決勝。

(記録)

第99条 選手の競技会での記録は、次の各号のいず れかとする。

- =省略=
- に当該選手の記録となる。
- (1) 自動計時システムの停止に失敗した。
- (2) クライミング・ウォールの両脇または上端の | 縁をユーズ(使用)した。
- **(3)**スタート後に、身体のいずれかの部分が地面 に触れた。

(各ラウンドの定員)

ければならない。

ンドで構成されるものとする。

=省略=

(2)予選において有効タイムを記録した選手数が 4またはそれ以上の場合、2から4のステージ で構成される決勝。

(記録)

第99条 選手の競技会での記録は、次の各号のいず れかとする。

- =省略=
- 3 Fallは、選手がレースで次の各号を満たす場合 | 3 Fallは、選手がレースで次の各号を満たす場合 に当該選手の記録となる。
 - (1) 自動計時システムの停止に失敗した。
 - (2) 落下に先立ってコントロール (保持) または ユーズ (使用) した最も高位のホールド以外 のホールドで落下を止めた。
 - (3)クライミング・ウォールの両脇または上端の | 縁をユーズ(使用)した。
 - (4)スタート後に、身体のいずれかの部分が地面 に触れた。

(各ラウンドの定員)

第101条 決勝の定員は、次の表に従って決定しな 第101条 決勝の定員は、次の表に従って決定しな ければならない。

国際競技規則の変更に基づく改定

・従来、予選の2レースすべてでfallを記録もしくは どちらか1レースで不正スタートを記録した場合、 当該選手は決勝ラウンド定員の決定基準人数から 差し引いていたが、今シーズンからはDNS等の無 効成績指標を記録した選手以外の人数で定員を決 定する。

国際競技規則の変更に基づく改定

・スリップ等で一度身体がウォールから離れても、 地面に戻る前に再度レーンに取付き、自動計時シス テムを停止させればクライミング・タイムが記録さ れる。

予選 <mark>順位</mark> 保有選手数	決勝定員
4名以上8名未満	4名
8名以上16名未満	8名
16名以上	16名

(予選の進行)

第106条 選手は、次の各号に定める場合を除き、 各レーンでそれぞれ1回レースを行うことができる。 =省略=

3 不正スタートが発生した場合、不正スタートを 行っていない選手は、当該選手のみで再レースを 行うものとし、この再レースは次に予定されてい るレースの前に実施しなければならない。

(予選順位)

に従って決定しなければならない。

(1)二つのレースの両方で競技を開始できなかっ (1)二つのレースの両方で競技を開始できなかっ た、あるいは開始にあたって不適格とされた 選手は、当該ラウンドではランク外とし、そ の成績は欠場(DNS)またはその他の適切な 無効成績指標とする。

予選 におけるクライミング・タイム	決勝定員
保有選手数	
4名以上8名未満	4名
8名以上16名未満	8名
16名以上	16名

(予選の進行)

第106条 選手は、次の各号に定める場合を除き、 各レーンでそれぞれ1回レースを行うことができる。 =省略=

- 番目のレースを開始する資格を失う。
- **★** 不正スタートが発生した場合、不正スタートを 行っていない選手は、当該選手のみで再レースを 行うものとし、この再レースは次に予定されてい るレースの前に実施しなければならない。

(予選順位)

第112条 予選における各選手の順位は、次の各号 | 第112条 予選における各選手の順位は、次の各号 に従って決定しなければならない。

> た、あるいは開始にあたって不適格とされた 選手は、当該ラウンドではランク外とし、そ の成績は欠場(DNS)またはその他の適切な 無効成績指標とする。

国際競技規則の変更に基づく改定

・不正スタートを行っても、次のレースに参加でき ない、あるいは前のレースの記録が抹消されること はなくなった。

国際競技規則の変更に基づく改定

- (2) 不正スタートを行っていない選手を、その保有するクライミング・タイムのうちより短いクライミング・タイム(以下、「ベスト・タイム」と言う)を1/1000秒単位で比較し、その昇順で順位付ける。複数の選手が同じベスト・タイムを保有する場合は、当該選手の二つ目のクライミング・タイム(以下、「セカンド・タイム」と言う)を比較し、その昇順で順位付ける。なお、セカンド・タイムを保有する選手は、セカンド・タイムを保有しない選手の上位とし、セカンド・タイムを保有しない選手同士は同着とする。
- (3) 二つのレースの両方でクライミング・タイム を記録できなかった選手は、前号の選手の<mark>下</mark> 位とする。
- (4) 不正スタートを行った選手は、前号の選手の 下位とし、当該選手間はセカンド・タイムを 比較し、その昇順で順位付ける。
- (5)第1号から第4号の適用後、同着があって決勝への定員を超える場合、同着の選手は関連する同着が解消されるまでレーンAで再度レースを行うものとする。ただし、このレースで記録されたクライミング・タイムは、決勝進出者の決定にのみ使用され、他の目的には使用されないものとする。

- (2)二つのレースのいずれかで不正スタートをした選手は、当該ラウンドで最下位とする。
- (3)二つのレースの方または両方でクライミン グ・タイムを記録できなかった選手は、前号 の選手の上位とする。
- (4) 最低でも つのクライミング・タイムを記録した選手は、保有するクライミング・タイムのうちより短いクライミング・タイム(以下、「ベスト・タイム」と言う)を1/1000秒単位で比較し、その昇順で順位を決定する。2名の選手が同じベスト・タイムを保有する場合は、両選手が二つ目のクライミング・タイム(以下、「セカンド・タイム」と言う)を保有する場合はそれらを比較しその昇順で順位を決定するが、セカンド・タイムを保有する選手が1名の場合は、当該選手をセカンド・タイムを保有しない選手の上位とする。両選手ともにセカンド・タイムを保有しない場合は、当該選手は同着とする。
- (5)第1号から第4号の適用後、同着があって決勝への定員を超える場合、同着の選手は関連する同着が解消されるまでレーンAで再度レースを行うものとする。ただし、このレースで記録されたクライミング・タイムは、決勝進出者の決定にのみ使用され、他の目的には使用されないものとする。

・不正スタートを行った場合でも、次のレースに参加できない、あるいは前のレースの記録が抹消されないため、不正スタートを行った選手同士の順位をセカンド・タイムで決定する。

第11章 チーム・ボルダー

(予選の進行)

- 構成され、チームは、最大競技時間内に、 2基のクライミング・ウォールごとに、各 クライミング・ウォールに2つずつ設定さ れたボルダーで競技を行うものとする。
- 2 各<mark>クライミング・ウォールに設置された</mark>ボルダ | 2 各ボルダーでのアテンプトの間に、アテンプト・ | ーでのアテンプトの間に、アテンプト・ピリオド と等しい休憩時間を設定する。
- =省略=

(決勝の進行)

第166条 決勝は、ラウンドの開始前に出場チーム の紹介を行うものとする。

- 2 チームは、各ボルダーのアテンプトを競技順<mark>及</mark> び別表4に従って行うものとする。
- ーでのアテンプトの間に、3つのアテンプト・ピ リオドと等しい休憩時間を設定するものとする。
- **4** チームがアテンプトを終了した場合、当該チー ムはそのアテンプトの前に使用したトランジット・ ゾーンとは別のトランジット·ゾーンもしくはア <mark>テンプト前に使用したトランジット・ゾーン</mark>に入

第11章 チーム・ボルダー

(予選の進行)

- 第165条 予選は、一連のアテンプト・ピリオドで|第165条 予選は、一連のアテンプト・ピリオドで 構成され、チームは、最大競技時間内に、 2基のクライミング・ウォールごとに、各 クライミング・ウォールに2つずつ設定さ れたボルダーで競技を行うものとする。
 - ピリオドと等しい休憩時間を設定する。
 - =省略=

(決勝の進行)

第166条 決勝は、ラウンドの開始前に出場チーム の紹介を行うものとする。

- 2 チームは、各ボルダーのアテンプトを競技順に 従って行うものとする。
- 3 <mark>各クライミング・ウォールに設置されたボルダ│3</mark> チームがアテンプトを終了した場合、当該チー|ボルダー種目決勝と同様の進行とするため ムはそのアテンプトの前に使用したトランジット・ ゾーンとは別のトランジット・ゾーンに入り、次 のチームがアテンプトを開始する。
 - 4 すべてのチームの当該ボルダーでのアテンプト 終了後、全チームは次のボルダーに移るものとす 3。

条項の明確化

り、FOP上のすべてのチームのアテンプトが終了 した後に、次のチームがアテンプトを開始する。

(チーム順位)

第179条 チームの順位は、当該チームに属する選 手のポイントの和の降順で決定するものとする。

- 2 前項適用後に同着のチームがある場合、当該チ ームの順位は、当該チームに属する選手のうち、 最も高いポイントを有するチームを上位とする。
- 3 決勝では、前項適用後になお同着のチームがあ る場合、当該チームの順位は予選のチーム順位へ のカウントバックによって決定する。
- 4 前項を適用後、なお同着の場合は、当該チーム の順位は等しいものとする。

=省略=

(チーム順位)

第179条 チームの順位は、次の各号に従って決定 しなければならない。

- (1) 当該チームに属する各選手の完登したボルダ - 数の合計の降順。
- (2) 当該チームに属する各選手のゾーン・ポイン ト獲得数の合計の降順。
- ーでの、完登までのアテンプト数の合計の昇
- トを獲得したボルダーでの、ゾーン ト獲得までのアテンプト数の合計の昇順。
- 2 前項適用後に同着のチームがある場合、当該チ ームの順位は、より小さい個人順位ポイントを有 するチームを上位とする。
- 3 決勝では、前項適用後になお同着のチームがあ る場合、当該チームの順位は予選のチーム順位へ のカウントバックによって決定する。
- 4 前項を適用後、なお同着の場合は、当該選手の 順位は等しいものとする。

=省略=

付則

付則

本規則は、令和3年(2021年)1月21日から施行す | 本規則は、令和3年(2021年)1月21日から施行す

国際競技規則の変更に基づき、チーム順位もポイン トに基づき算出する。

る。 る。 令和3年(2021年)3月11日 一部改定 令和3年(2021年)3月11日 一部改定 国民体育大会リード競技規定(平成20年4月1日施 国民体育大会リード競技規定(平成20年4月1日施 行) および国民体育大会ボルダリング競技規定(平 行) および国民体育大会ボルダリング競技規定(平 成20年4月1日施行)を廃止し、本規則第119条から 成20年4月1日施行)を廃止し、本規則第119条から 第184条までを施行する。 第184条までを施行する。 令和3年(2021年)4月8日 一部改定 令和3年(2021年)4月8日 一部改定 令和3年(2021年)5月13日 一部改定 令和3年(2021年)5月13日 一部改定 令和3年(2021年)6月3日 一部改定 令和3年(2021年)6月3日 一部改定 令和3年(2021年)10月15日 一部改定 令和3年(2021年)10月15日 一部改定 令和4年(2022年)3月10日 一部改定 令和4年(2022年)3月10日 一部改定 令和4年(2022年)4月14日 一部改定 令和4年(2022年)4月14日 一部改定 令和4年(2022年)5月12日 一部改定 令和4年(2022年)5月12日 一部改定 令和5年(2023年)3月1日 一部改定 令和5年(2023年)3月1日 一部改定 令和6年(2024年)4月11日 一部改定 令和6年(2024年)4月11日 一部改定 令和6年(2024年)12月12日 一部改定 令和6年(2024年)12月12日 一部改定 令和7年(2025年)1月9日 一部改定 令和7年(2025年)1月9日 一部改定 令和7年(2025年)3月13日 一部改定 **別表3** = 追加 = 別表は競技規則全文を参照のこと。 **別表4** = 追加 =